

九度山町個人情報ファイル簿

【課名・係名】住民課・住民係

個人情報ファイルの名称	戸籍簿(戸籍の附票)・除籍簿(戸籍の除附票)	
行政機関の名称	九度山町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民票に記載されている事項と戸籍に記載されている事項を媒介とし、戸籍の記載と住民票の記載を相互に関連させ、両者の記載を一致させることにより、住民に関する記録の正確性を確保する。また、在外選挙人名簿に登録された事項の正確性を確保する。	
記録項目	1 本籍及び筆頭者の氏名、2 在外選挙登録地、3、氏名、4 生年月日、5 性別、6 住所、7 住所を定めた年月日	
記録範囲	町の区域内に本籍を定める日本国民	
記録情報の収集方法	住民票又は他市町村長からの通知、及び戸籍の届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 九度山町総務課	
	(所在地) 〒648-0198 和歌山県伊都郡九度山町大字九度山 1190 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 20 条第 7 項に該当するファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和6年3月29日